

# 山口県報

平成20年  
9月12日  
(金曜日)

## 目次

規則	1
山口県防災センター条例の施行期日を定める規則 (防災危機管理課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	1
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)	4
解除予定保安林 (美祿市) (森林整備課)	4
道路の区域の変更 (道路整備課)	5
道路の供用の開始 (道路整備課)	5
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課)	5
公告	6
国土調査の成果の認証 (地域政策課)	6
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定 (健康増進課)	6
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者支援課)	9
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定 (障害者支援課)	9
障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定 (障害者支援課)	9
土地改良区役員の出出 (農村整備課)	9
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)	9
一般競争入札の実施 (建築指導課)	9
教委告示	9
指定技能教育施設の廃止の出出	14



山口県防災センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第六十五号

山口県防災センター条例の施行期日を定める規則

山口県防災センター条例 (平成二十年山口県条例第三十号) の施行期日は、平成二十年十一月一日とする。



### 山口県告示第四百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年九月十二日から同年十月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社トクヤマ

住所 周南市御影町一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場

所在地 周南市御影町一番一号

三 特定施設の種別

中和処理施設	種類	項目	処理前		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素	燐	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )						
			変更後	変更前								通	最	通	最	通	最
			四	一	六	三	三	一	五	一〇	二〇	検出せず	一	五	一四	一七	五九

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

二七一又	種類	項目	変更後		変更前		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素	燐	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
			変更後	変更前	通	最							通	最			
			七	一三	九	六	四	〇	五	一〇	二	五	一〇	一	一六	二	二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

二七一又	種類	項目	変更後		変更前		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用の間隔 時間	一日当たりの使用 時間	季節的変動の概 要
			変更後	変更前	連続	変動なし						
			六、〇〇〇	六、〇〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

変更しよとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

四 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設

	No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
	"	"	"	八・二	"	"	"	八	"	"	"	八・二	"	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八・六	常	"
	"	三・九	"	五	"	五・七	"	"	"	"	"	三	"	三・二	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
	"	六・四	"	一〇	"	一〇・四	"	五	"	"	"	三・五	"	四・一	最	"
	"	五・六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五	"	六	通	浮遊物質 (mg/l)
	"	一〇・八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇	"	二	最	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	大	室
	"	〇・五	"	〇・二	"	〇・三	"	〇・四	"	"	"	〇・二	"	〇・四	通	窒素 (mg/l)
	"	一	"	〇・四	"	〇・五	"	〇・六	"	"	"	〇・四	"	〇・七	最	"
	"	〇・〇九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇三	"	〇・〇九	通	リン (mg/l)
	"	〇・一八	"	"	"	〇・〇五	"	〇・〇四	"	"	"	〇・〇五	"	〇・一七	最	"
	"	二〇二、六七五	"	二、四〇〇	"	一七、三六〇	"	三六〇	四〇八、〇〇〇	"	二五二、一七八	五八五、六五一	五八五、六一四	通	排水の一日当たりの量 (m³)	
	"	二〇七、六三六	"	三、六〇〇	"	二四、八〇〇	"	四八〇	五二八、〇〇〇	"	三三四、一八八	七三〇、五〇五	七三〇、四六三	常	"	
														大		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後	
変更後	変更前
"	七
"	九・六
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
五一	一四
五九	一七

No.13		No.12		No.11		No.10		No.9		No.8	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	八	"	七・五	"	"	"	八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二	"	三・七	"	五・一	"	三・八	"	"	"	二
"	三	"	六・三	"	一〇・八	"	五・七	"	"	"	三
"	"	"	一〇	"	"	"	"	"	"	"	五
"	"	"	二〇	"	一〇	"	"	"	一五	"	一〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	〇・七	"	〇・九	"	〇・七	"	〇・八	"	〇・三	"	"
"	一・五	"	二・五	"	一・七	"	一・五	"	〇・六	"	"
"	〇・〇六	"	〇・〇八	"	〇・〇四	"	〇・一一	"	〇・〇二	"	〇・〇三
"	〇・一	"	〇・一五	"	〇・一三	"	〇・一九	"	"	"	〇・〇四
"	四三二〇	"	六二七〇	"	二、四〇〇	"	七二〇	"	四八〇	"	八〇〇
"	六、〇〇〇	"	七、二五〇	"	二、八八〇	"	一、二〇〇	"	七二〇	"	一、二〇〇

山口県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称  
下関市内日土地改良区  
下関市吉見土地改良区

認可年月日  
平成二〇、九、二四

山口県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
美祢市美東町綾木字姥ヶ浴一三二二の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

山口県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十年九月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
 路線名 秋吉台絵堂線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢市美東町絵堂字高ノ原六一の一 地先から 同市美東町絵堂字下ノ町一五一の一 地先まで	旧	最狭 九・四・八	三〇九・〇	
美祢市美東町絵堂字高ノ原六一の一 地先から 同市美東町絵堂字下ノ町一四五地先 まで	新	最狭 二〇八・二〇	二七一・五	終点の変更及び 道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十年九月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
秋吉台絵堂線	美祢市美東町絵堂字高ノ原六一の一 地先から 同市美東町絵堂字下ノ町一四五地先まで	平成二十年九月十三日

山口県告示第四百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口きらら博記念公園水泳プール新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口きらら博記念公園水泳プール新築工事
- (一) 工事場所 山口市阿知須字遠石五〇九番地五〇
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階、地上三階建	二二、〇〇七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が千五百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第

百五十六号) 四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(一) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(二) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(三六七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成十八年五月十日から平成二十年二月二十六日まで	下関市地籍図	菊川町大字上岡枝及び菊川町大字上田部の各一部
下 松 市	平成十八年五月十日から平成二十年二月六日まで	下松市地籍簿	大字切山の一部

岩 国 市	美 東 町
平成十八年五月二十二日から平成十九年十二月二十五日まで	平成十八年五月二日から平成二十年二月二十二日まで
岩国市地籍図	美東町地籍簿
周東町祖生の一部	大字絵堂及び大字大田の各一部

二 認証年月日  
平成二十年九月十二日

(三六八) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
秋本山の田サティ薬局	下関市山の田本町二〇番二号	精神通院医療	平成一八、一一、一
秋本調剤薬局綾羅木店	綾羅木本町四丁目一〇番一八号	自立支援医療の種類	〃
秋本薬局細江店	細江町三丁目三番一号	〃	〃
秋本調剤薬局唐戸店	赤間町九番七号	〃	〃
秋本カラトピア薬局	唐戸町四番一号	〃	〃
秋本薬局下関大丸店	竹崎町四丁目四番一〇号	〃	〃
秋本東駅薬局	後田町一丁目八番一八号	〃	〃
秋本江の浦薬局	彦島江の浦町一丁目一番一〇号	〃	〃
西日本ファーマシー	長府中之町二番六号	〃	〃
有限会社南町薬局	新垢田南町一丁目一番一八号	〃	〃
ハマダ薬局	小月本町二丁目一八番八号	〃	二一、〃
有限会社のぞみ薬局	田中町一二番五号	〃	〃
田中町店	〃	〃	〃

有限会社そのみ薬局 金比羅店	有限会社そのみ薬局	金比羅町二番一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社ケン薬局山 の田店	有限会社ケン薬局山 の田店	田中町四番六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
珠の浦薬局	珠の浦薬局	山の田中央町四番 二六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
竜枝薬局	竜枝薬局	長府珠の浦町一番 一四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
栄町薬局	栄町薬局	田中町一番二番二 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
あずさ薬局	あずさ薬局	栄町一番六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
アップル薬局	アップル薬局	秋根南町二丁目三 番七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
安岡駅前薬局	安岡駅前薬局	梶栗町二丁目二番 一七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
すずらん薬局	すずらん薬局	安岡駅前二丁目一 〇番二一號	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
すみれ薬局	すみれ薬局	伊崎町一丁目二番 一四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社藤井薬局中 浜支店	有限会社藤井薬局中 浜支店	秋根本町二丁目一 〇番七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社藤井薬局中 土居支店	有限会社藤井薬局中 土居支店	長府中浜町三番一 七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社藤井薬局	有限会社藤井薬局	長府中土居北町四 番六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
岡村薬局	岡村薬局	長府金屋町四番一 五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社ひまわり薬 局	有限会社ひまわり薬 局	永田本町一丁目五 番三三號	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社益永薬局	有限会社益永薬局	生野町二丁目三四 番一一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
さくら薬局	さくら薬局	彦島本村町六丁目 一五番七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
クスリのくにひろ薬 局興産病院前店	クスリのくにひろ薬 局興産病院前店	宇部市島二丁目四番二 二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
しのだ薬局	しのだ薬局	大字西岐波七三〇 の一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
若松薬局	若松薬局	大字東須恵七五一 の二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社佐村薬局	有限会社佐村薬局	若松町四番一七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		中央町二丁目六番 一〇号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
西本薬局	西本薬局	床波二丁目三番二 八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ひらき薬局	ひらき薬局	開一丁目三番二 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
株式会社吉番薬局	株式会社吉番薬局	昭和町四丁目九番 四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ときわ公園前薬局	ときわ公園前薬局	則貞五丁目五番八 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
きわ薬局	きわ薬局	大字東岐波六三八 の六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社西岐波薬局	有限会社西岐波薬局	大字西岐波三五二 の八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
財団法人朋和会薬局	財団法人朋和会薬局	南小串一丁目一番 二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ニツク薬局	ニツク薬局	大字西岐波二七五 九の六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社はら薬局寿 町店	有限会社はら薬局寿 町店	寿町一丁目三番三 四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
中板薬局	中板薬局	常盤台二丁目四番 二二二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
小川薬局小羽山店	小川薬局小羽山店	北小羽山町二丁目 六番三三號	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
小川薬局	小川薬局	明神町一丁目一 番四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
芝中薬局	芝中薬局	東芝中町五番一九 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
エビス薬局	エビス薬局	島三丁目一〇番二 三三號	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
トマト薬局	トマト薬局	山口市道祖町六番一 三三號	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社遠藤中央薬 局中河原支店	有限会社遠藤中央薬 局中河原支店	中河原町二番二五 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
不動薬局	不動薬局	葵一丁目一番一九 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社岡薬局	有限会社岡薬局	平井七二四の一 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
シゲタ薬局	シゲタ薬局	金古曾町三番一 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
山口市薬剤師会薬局	山口市薬剤師会薬局	八幡馬場一七の一 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社山口湯田大 橋薬局	有限会社山口湯田大 橋薬局	吉敷三四七三 号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社山一薬局	有限会社山一薬局	道場門前一丁目二 番一九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
有限会社三愛薬局	有限会社三愛薬局	鑄銭司五九六の 八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

昇陽堂薬局	吉村薬局	原田薬局	不動薬局御堀店	亀本薬局	みどり薬局	石川薬局	みほり薬局	ゆりの木薬局矢原店	中央薬局	椿薬局	有限会社オリーブ薬局	クボイ調剤薬局	いくも薬局大道店	いくも薬局戎町店	寿町薬局	有限会社ふたば薬局	ふくだ薬局	中関薬局	えびす薬局新田店	いちのみや薬局植松店	そごう薬局三田尻店	ヨシワラ薬局	家本薬局
平井七二九	嘉川四九一六	徳地堀一六九六	大内御堀三七の四	石観音町四番二五	吉敷二九五八の九	小郡下郷二二五八の二九	大内矢田九一七の七	幸町三番二二の九	小郡下郷八六七の九	萩市大字椿東二九七二の九	大字堀内二三六	大字土原五二一の四五	防府市大字台道四一二の五	戎町一丁目六番一	寿町四番一七の号	岩畠一丁目二番一六の号	桑南二丁目五番二五の号	大字田島四二五の九	大字新田八七四	大字植松五五九の号	お茶屋町一〇番二	大字新田七八三の号	大字田島一〇三二
カワムラ薬局	三田尻二丁目八番六号	下松市大手町二丁目六番一	岩国市元町四丁目一番一五号	南岩国町一丁目二四番六〇一二二号	今津町一丁目一番二七号	美和町佐坂三七一	平田一丁目二八番二五号	周東町下久原一三五	今津町四丁目三番二	有限会社渡辺薬局	浜安薬局	大和屋薬局	ひまわり薬局	コスモス薬局	ひかり薬局	とみや薬局	錦見薬局	株式会社成和薬局	コトブキ調剤薬局	有限会社つばさ薬局	むらた薬局	室積薬局	
三田尻二丁目八番六号	下松市大手町二丁目六番一	岩国市元町四丁目一番一五号	南岩国町一丁目二四番六〇一二二号	今津町一丁目一番二七号	美和町佐坂三七一	平田一丁目二八番二五号	周東町下久原一三五	今津町四丁目三番二	昭和町一丁目一九番七号	三笠町三丁目五番一四号	平田四丁目一六番三三三号	麻里布町三丁目一番二七号	南岩国町一丁目一四番二七号	麻里布町二丁目一番一八号	錦見一丁目一三番一一二二号	麻里布町一丁目三番四号	藤生町二丁目三番一〇号	中津町二丁目一四番二	周東町下久原一三五八	光市室積大町二番一六			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	



芝草薬局	長門市仙崎一九四五の二	〇
仙崎薬局	〃 二〇四の一	二、
みすみ薬局	〃 三隅下一三六二の二	〃
長門中央薬局	二 〃 東深川八九〇の二	〃
いしはら薬局	〃 柳井市東土手一五番三三〇	〇、
きたに薬局	〃 柳井四五三二	〃
やない薬局	七 〃 古開作一〇〇〇の	二、
つばさ薬局	八号 〃 中央二丁目八番一	〃
みね薬局	〃 美祢市大嶺町東分三三六	〃
G&F 藤井薬局美祢店	〃 〃 二九〇	〃
桜田薬局	〃 〃 〃	〃
ホーム薬局	〃 周南市大字戸田二七九七	〇、
宝迫薬局	〃 〃 〃	〃
河東調剤薬局	〃 〃 〃	〃
クスリのくにひろ政所薬局	七号 〃 〃 〃	〃
木村薬局	〃 〃 〃	〃
アリス薬局	〃 〃 〃	〃
菊川薬局	〃 〃 〃	〃
クスリ岩崎チエーン新地店	〃 〃 〃	〃
岩崎薬局	〃 〃 〃	〃
御弓町薬局	〃 〃 〃	〃
神女薬局	〃 〃 〃	〃
東ソーコープ薬局	〃 〃 〃	〃
クメ・ファーマシー	〃 〃 〃	〃

石丸薬局桜木店	〃 〃 〃	〃
とんだ薬局	〃 〃 〃	〃
小西薬局	〃 〃 〃	〃
くまげ薬局	〃 〃 〃	〃
オレンジ薬局	〃 〃 〃	〃
えいしん堂薬局	〃 〃 〃	〃
第一薬局小野田バイパス店	〃 〃 〃	〃
第一薬局住吉店	〃 〃 〃	〃
千代町薬局	〃 〃 〃	〃
岡田薬局	〃 〃 〃	〃
かわち薬局	〃 〃 〃	〃
ワキ薬局	〃 〃 〃	〃
よなみや薬局	〃 〃 〃	〃
有限会社おくだ薬局	〃 〃 〃	〃
美東薬局	〃 〃 〃	〃
池田薬局	〃 〃 〃	〃
桜木三丁目二番三〇号	〃 〃 〃	〃
桶川町五番一六号	〃 〃 〃	〃
銀座一丁目七	〃 〃 〃	〃
大字呼坂八三八の	〃 〃 〃	〃
清水町四番八号	〃 〃 〃	〃
山陽小野田市大字都四四七の一	〃 〃 〃	〃
大字西高泊	〃 〃 〃	〃
住吉本町一	〃 〃 〃	〃
稻荷町一	〃 〃 〃	〃
大島郡周防大島町大字西方二〇七六の一五	〃 〃 〃	〃
玖珂郡和木町和木二丁目八番一九号	〃 〃 〃	〃
和木三丁目一番八号	〃 〃 〃	〃
熊毛郡平生町大字佐木二五九の一四	〃 〃 〃	〃
大字大野南	〃 〃 〃	〃
美祢郡美東町大字大田五四三九の一	〃 〃 〃	〃
阿武郡阿東町大字徳佐下四〇の一	〃 〃 〃	〃

(三六九) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、  
 次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。  
 平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス業者名	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所名	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人長門市社会福祉協議会	長門市東深川一三三二の一	ヘルパーステーションしあわせ長門	長門市東深川一三三二の一	居宅介護	平成二〇、九、一
社会福祉法人南風荘	宇部市神原町一丁目四六三九の三	セルプときわ	宇部市大字西岐波四六一三	生活介護	"
"	"	"	"	自立訓練(生活訓練)	"
"	"	セルプ岡の辻	の六〇二一八九	就労移行支援	"
"	"	"	"	就労継続支援B型	"
"	"	セルプときわ	の四六一三	"	"
"	"	セルプ藤山	の四丁目二三四	"	"

(三七〇) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をしました。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

指定障害者支援施設名	所在地	指定年月日
セルプ南風	宇部市神原町一丁目四六三九の三	平成二〇、九、一

(三七二) 障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をしました。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

指定相談支援事業者名	主たる事務所の所在地	相談支援事業所名	所在地	指定年月日
合同会社タカタ	宇部市中村二丁目七番五号	フィットケア	宇部市中村二丁目七番五号	平成二〇、九、一
有限会社藤永	岩国市牛野谷町一丁目一〇番一三	相談支援事業所くれよん	岩国市牛野谷町一丁目七番七号	"

(三七三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の名	住所
理事の別	理事の名 <td>住所 <td></td> </td>	住所 <td></td>	
日置南部土地改良区	理事 阿波 宏之	長門市日置中二六六七	
二 退任した役員			
土地改良区の名	理事の別	理事の名 <td>住所</td>	住所
日置南部土地改良区	理事 林 史郎	長門市日置中二五〇九	

(三七三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字植生字植生山
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区丸の内二丁目三番二号  
鈴与トラックステーション株式会社

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字西高泊字河原田及び字木床ケ迫
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市長区大高町南関山三五番地  
鈴秀工業株式会社

(三七四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年九月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる工事の請負
- (一) 工事名  
山口きらら博記念公園水泳プール新築工事
- (二) 工事場所  
山口市阿知須字遠石五〇九番地五〇
- (三) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄筋コンクリート造	部鉄骨造	地下一階、地上三階建	二二、〇〇七	平方メートル	

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十七箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である。

二 入札説明書の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部建築指導課

(二) 日時

平成二十年九月十二日から同年十月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第四百三十九号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成二十年九月十二日から同年十月三十日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十年四月一日から平成二十年九月十二日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、延べ床面積が六千平方メートル以上の屋内スポーツ施設の建築工事を施工した実績を有していること。

2 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二

十四年法律第百号)第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)を本工事の工事現場に専任で配置できること。  
設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所

山口県土木建築部建築指導課

2 日時

平成二十年九月十二日から同年十月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所

山口県土木建築部建築指導課

2 日時

平成二十年九月十二日から同年十月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

五 契約条項を示す場所

山口県土木建築部建築指導課

六 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部建築指導課

(三) 受領期限

平成二十年十月二十九日午後四時三十分(入札書を持参する場合は、平成二十年

十月三十日午前十時)

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成二十年十月三十日午前十時

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五十五条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とならない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百五を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、当該者

にくじを引かせて落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成二十年十月六日午後四時三十分までに山口県土木建築部建築指導課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年十月十六日までに発送する。

1 同種の工事の施工実績について記載した書類

2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

4 総合評価値通知書の写し

5 特定建設業の許可通知書の写し

6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面

(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証

保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象

となるべきものを除く。)を提出することができる。この場合において、当該提案を適宜と認めたとときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めたとときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三三三三〇〇)に問い合わせること。

十四 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Construction work of the Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Swimming Pool
- (3) Outline of construction: Reinforced concrete structure, part of which has a steel framework, three stories high and one story basement
- (4) Place of construction: 509-50 Toishi, Ajisu, Yamaguchi City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. October 29, 2008 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. October 30, 2008)

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
施工方法等の提案	主要な部材の精度の基準及び精度の管理のシステムに関する技術の提案があり、かつ、その内容が適切であること。	4点	1.25
	主要な部材の精度の基準及び精度の管理のシステムに関する技術の提案に係る施工計画を示し、かつ、その内容が適切であること。	4点	
	良質なコンクリートを製造するための品質管理に関する技術の提案があり、かつ、その内容が適切であること。	2点	
	良質なコンクリートを製造するための品質管理に関する技術の提案に係る施工計画を示し、かつ、その内容が適切であること。	2点	
施工上配慮すべき事項	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的記載が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	

技術的能力等の条件	同種の工事の施工実績の有無	共同企業体の代表者が平成15年4月1日から平成20年9月12日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	1 5/3
	ISO9001の認証の取得の状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	1点	
	ISO14001の認証の取得の状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	1点	
	労働安全衛生マネジメントの実施の状況	共同企業体の構成員のいずれかが、厚生労働大臣が定める労働安全衛生マネジメントを実施していること。	1点	
	監理技術者の有する資格	監理技術者が一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	1点	
監理技術者の施工経験の有無	監理技術者が平成15年4月1日から平成20年9月12日までの間に同種の工事に従事した経験の有していること。	2点		



山口県教育委員会告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

平成二十年九月十二日

山口県教育委員会

- 一 指定技能教育施設の名称及び所在地  
K i T 高等学院徳山駅前本校 周南市新町二丁目二七番一号
- 二 廃止予定年月日  
平成二十年九月二十五日

平成二十年九月十二日印刷  
平成二十年九月十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）